

7月の無料相談

※祝日を除く

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:00		法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)
司法書士相談	14日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	15日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	9日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談	7日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	21日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県、市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)
心配ごと相談	第1・第3水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
DV相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども包括支援課 (☎内線2392)	DVIに関する相談(担当職員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども包括支援課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火、水、金、土曜日	9:00~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員、弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
精神保健相談	6日(火)	14:30~16:30	土浦保健所 (☎821-5342)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
	30日(金)	14:00~16:00		
女性のための	フェミニスト相談	毎週火曜日	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門相談員) ※予約制
		10日(土)		
	一般相談	9日(金)、30日(金)	13:00~16:00	家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

進めよう！ 男女共同参画

☎男女共同参画室(☎827・1107)

毎年6月23日~29日は男女共同参画週間です

国では、平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施行されたことから、毎年6月23日からの1週間を「男女共同参画週間」としています。毎年テーマを決めてキャッチフレーズを募集し、男女共同参画社会について考え、理解を深めることを目指しています。

令和3年度は、15歳から20歳までのユース世代を対象に「自分を好きになって、自分を信じ、創り上げた自由な発想が受け入れられる社会をテーマに、みなさんが進んでいく社会への願い・想いのこもったキャッチフレーズを募集し、審査の結果、次の作品が選ばれました。

最優秀作品

女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ

このキャッチフレーズのもと、男女共同参画を推進するために全国各地でさまざまな取り組みが行われています。市では、期間中にウララビル2階男女共同参画センターでパネル展を行っています。ぜひお立ち寄りください。その他にも、男女共同参画に関連するセミナーの開催や研修室の貸し出し、女性のための相談を行っています。事前の予約が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。

男女共同参画基本法では、男女共同参画を実現するために次の5本の柱(基本理念)を掲げています。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調